

裾野市建設工事検査規程

令和2年3月16日訓令第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、裾野市建設工事執行規則(平成8年裾野市規則第12号。以下「規則」という。)及び公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)に基づき、工事の厳正かつ適確な検査を執行するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 検査員 規則第43条の規定に基づき、検査を行う職員をいう。
- (3) 検査監 裾野市職員職名規則(昭和53年裾野市規則第6号)第3条第1項に規定する検査監の職にある者をいう。
- (4) 技術検査 工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来栄えについて行う技術的な検査をいう。

(検査員)

第3条 検査員は、検査監又は検査監が指名する職員をもって充てる。ただし、1件の当初請負代金の額が130万円未満のものについては、工事担当課を所管する部長が指名する職員をもって充てることができる。

(検査の種類)

第4条 検査の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 完成検査 工事の完成を確認するための検査
- (2) 一部完成検査 工事の一部が完成し引渡しを受ける既済部分の完成の確認を行う検査
- (3) 出来形検査 工事の完成前に部分払いをする場合、又は契約解除による出来形部分の引渡しを受ける場合に出来形の確認を行う検査
- (4) 中間検査 工事の施工中に施工状況等の確認を行う検査
- (5) 受託検査 委託を受けて行う検査でこの規程に準じて行う検査

(検査の方法)

第5条 検査員は、契約書、裾野市建設工事請負契約約款、設計図書及びその他の関係書類に基づいて検査を実施するものとする。

- 2 検査員は、完成検査、一部完成検査及び中間検査時に技術検査を行うものとする。
- 3 中間検査の実施については、別に定める。
- 4 検査員が検査を実施するに当たって必要な技術的基準は、別に定める。

(契約締結の通知)

第6条 契約担当課長は、補助事業及び1件の当初請負代金の額が130万円以上の工事請負契約を締結したときは、速やかに工事名、工事箇所、工事期間、受注者、契約金額及び設計金額その他検査に必要な事項を検査監に通知しなければならない。工事請負契約を解除し、契約内容を変更し、又は工事を中止した場合についても、同様とする。

2 検査監は、前項の通知を受けたときは、検査計画を立てるものとし、必要があるときは、工事担当課から設計図書その他関係書類の提出を求めることができる。

(検査依頼)

第7条 工事担当課長は、検査を依頼するに当たっては、速やかに工事検査執行依頼書(様式第1号)に関係書類を添付して検査監に依頼しなければならない。

2 検査監は、前項の依頼を受けたときは、検査実施日時及び検査員を決定し、工事担当課長に通知するものとする。

(検査の立会い)

第8条 検査員は、検査に当たっては、監督員及び受注者その他必要と認められる関係者を立ち合わせ、当該工事の関係書類その他必要な物件を提示若しくは提出させ、又は事実の説明を求めることができる。

(検査の中止)

第9条 検査員は、検査の実施に際し、受注者若しくはその使用人又は代理人が検査の執行を妨害した場合、書類の不備等により検査を行うことができない場合、又は災害その他異常な事態の発生により検査実施が困難な場合は、検査を中止し、その旨を上司に報告して指示を受けなければならない。

(出来形不足等に対する措置)

第10条 検査の結果、出来形不足、品質不良等により修補又は改造を命ずる場合は、別に定めるところによる。

(検査の復命)

第11条 検査員は、検査の結果合格と認めたときは、工事検査結果復命書(様式第2号)及び工事評定成績表(様式第3号)により、遅滞なくその結果を上司に復命しなければならない。

(検査の通知)

第12条 検査監は、前条の規定による復命があったときは、速やかにその結果を工事検査合格通知書(様式第4号)により工事担当課長に通知するとともに、合格通知書(様式第5号)により受注者に通知しなければならない。

(工事成績の評定)

第13条 検査員は、検査を終了したときは、別に定める基準により工事の成績を評定しなければならない。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(昭和56年訓令第3号)

この訓令は、公表の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則(昭和60年訓令第1号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(昭和61年訓令第1号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(昭和62年訓令第2号)

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年訓令第15号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成11年訓令第8号)

この訓令は、公表の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則(平成15年訓令第7号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年訓令第1号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成21年訓令第7号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年訓令第24号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年訓令第2号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができるものとする。